

青梅市営住宅条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 2 4 日

提出者 青梅市長 大勢待 利 明

(説明)

青梅市営住宅長寿命化計画において用途廃止と判定された市営住宅のうち、入居者からの明渡しが完了したものについて、用途廃止したいので、この条例案を提出いたします。

青梅市営住宅条例の一部を改正する条例

青梅市営住宅条例（平成 9 年条例第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 項を削り、同条第 4 項中「第 2 項」を「前項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条中第 5 項を第 4 項とし、第 6 項を第 5 項とする。

別表第 1 青梅市営千ヶ瀬第 2 住宅の項を削る。

別表第 2 青梅市営千ヶ瀬第 2 住宅駐車場の項を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。